

＼40・50・60・70歳の方必見／ 特定健康診査を受診すると、歯周疾患検診が

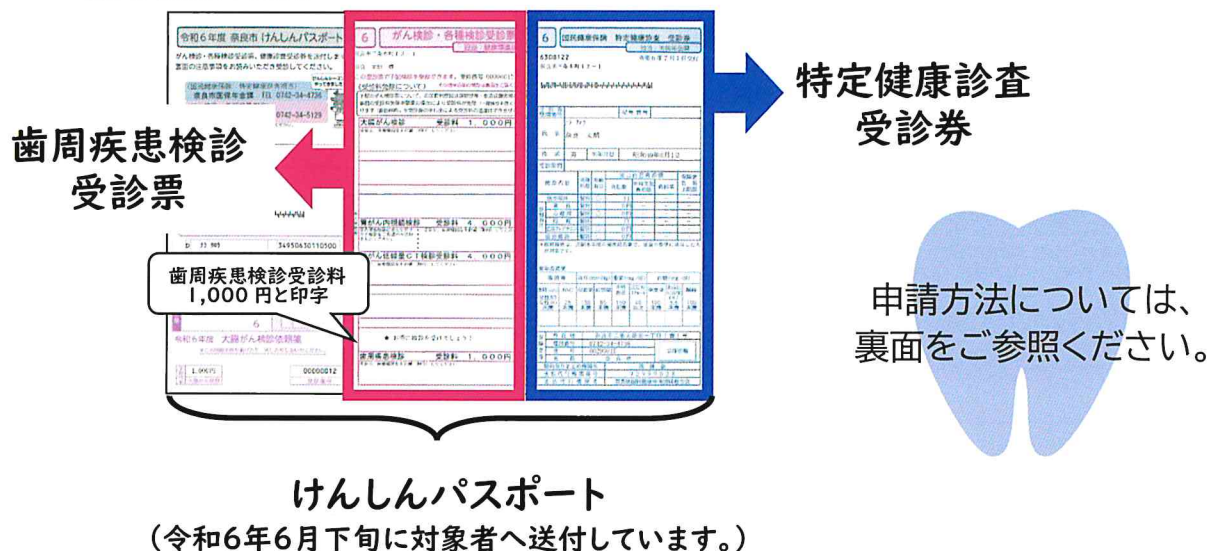
実質無料※で受診できます！



※実質無料：両健(検)診受診後に、ご申請で歯周疾患検診受診料1,000円をキャッシュバックします。

申請までの流れ

- (1) **令和6年度の「けんしんパスポート」**を使用して**令和7年2月28日**までに特定健康診査と歯周疾患検診の両方を受診する。(受診の順番は不問)
- (2) **令和7年3月14日必着**で、国保年金課へ必要書類を提出する。
- (3) 歯周疾患検診受診料1,000円が、申請者ご指定の銀行口座へ振り込まれる。



歯周疾患検診対象

40歳・50歳・60歳・70歳になる方(令和7年3月31日時点)

➡上記の方には、「けんしんパスポート」に「歯周疾患検診 受診料1,000円」と記載されています。

※けんしんパスポート同封の受診医療機関一覧に記載の歯科医療機関にご予約のうえ、受診票と健康保険証(医療に移った時のため)を持参し、ご受診ください。

※転入により受診票がお手元ない場合や紛失された場合は、健康増進課(0742-34-5129)へお電話にてお問い合わせください。

受診期間

特定健康診査・歯周疾患検診ともに**令和6年7月1日から令和7年2月末日まで**

申請期間

令和7年3月14日(国保年金課必着)

注意事項

- ・市区町村民税非課税世帯の方で、「がん検診等受診料免除申請書」を提出し受診料全額免除となった方は申請できません。
- ・奈良市国民健康保険料に未納のある世帯の方は申請できません。
- ・特定健康診査以外の健診を受診している場合、結果を提供いただくことで歯周疾患検診受診料を還付できる場合があります。

申請方法

- ## ▼けんしんパスポート

赤枠の部分の写しを添付し、
国保年金課へ申請してください。

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 国保年金課